

会費規則

(総則)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は定款第42条の規定に基づき、定款第8条に定める入会金及び会費に関して以下の通り規則を定める。

(入会金・会費額)

第2条 本会の入会金及び会費額は、定款21条の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

第3条 入会金の額は、定款第6条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 正会員 10,000円
- 二 一般会員 1,000円
- 三 賛助会員 10,000円

第4条 会費額の額は、定款第6条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 正会員 別表1
- 二 一般会員 1,000円
- 三 賛助会員 1口 10,000円

(入会金・会費の納入方法)

第5条 本会の入会金及び会費額は、定款21条の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

第6条 入会金の納入方法は、会員となろうとする者が入会申込書の提出とともに、現金または振込の方法で納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

第7条 会費の納入方法は、本会からの請求に従って、口座引落としまたは振込の方法で納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

(中途入会、中途退会)

第8条 第4条で定める会費について、正会員のみ中途で入会する場合は、入会月の翌月分より年度末までを月割で納入するものとする。別表1

- 2 途中で退会する場合、年会費の返金はしないものとする。

(会費の納入期限)

第9条 会費の納入期限は、7条1項の請求で定めた日とする。

(会費の滞納)

第10条 前条の納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しないときは、本会から会員に対して期限を定めて督促を行う。

- 2 前項の督促期限を経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しないときは、再度期限を定めて督促を行う。
- 3 前項の再度の期限を経過してもなお会費が納入されない場合を滞納とする。ただし滞納の認定は理事会の決議をもって滞納者と認定する。
- 4 滞納者は、滞納会費を完納しなければならない。

(変更)

第11条 本規則の改廃は定款第42条の規定に従い理事会の決議を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条及び第4条に定める入会金・会費の額、第6条及び第7条に定める納入方法は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(附則)

第12条 2023年4月18日理事会改定
2023年10月17日理事会改定
2024年4月1日より施行する。

第13条 第3条の規定にかかわらず、神奈川県損害保険代理業協会の会員であった者が本会に移行入会するときは入会金を不要とする。

別表 1

登録募集人数 (人)	年会費 (円)	月割会費 (円)
1～2	20,000	1,670
3～5	30,000	2,500
6～10	50,000	4,170
11～15	75,000	6,250
16～20	100,000	8,340
21～	100,000	8,340

※ 継続の場合：会費納入年度前年7月末時点の登録募集人数
新規の場合：入会時時点の登録募集人数
月割り：未経過月×月割会費